

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会
ソーシャルネットワークサービス運用方針

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会（以下「協議会」）では、協議会の観光に関する取組みやイベント等の情報のほか、南河内地域の魅力等の情報（以下「観光情報等」）をタイムリーに発信できるようソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」）を運用します。

SNS上で観光情報等を発信するに当たり、利用者（以下「ユーザー」）に誤解や混乱が生じないように、運用方針を以下のとおり定めます。

1 SNSアカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名 Instagram
アカウント名 華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会
ユーザーネーム hanayaide.minamikawachi

2 コメントに対する返信等

- (1) 利用者から協議会に向けてのコメントに対し、原則として協議会から返信することはありません。
- (2) 協議会は、他のユーザーアカウントに対する「フォロー」や、他のユーザーの投稿に対する「いいね」、「リポスト」等について、協議会の判断により行うこととします。

3 禁止行為

SNSの運用に当たり、次の事項に該当すると協議会が判断した投稿がなされた場合は、投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示、削除、拒否等を行う場合があります。

- (1) 本人の承諾なく個人情報や特定、開示、漏えい等をする行為
- (2) 協議会又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (3) 協議会又は第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する行為
- (4) 他のユーザー又は第三者等になりすます行為
- (5) 掲載内容に対して著しくかけ離れている行為
- (6) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為
- (7) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させる行為
- (8) 商品、店舗、会社の宣伝等商業目的の行為
- (9) 公序良俗に反する行為
- (10) 法令等に違反する行為
- (11) SNSサービスを提供する者（以下「サービス提供者」）が定める不正

行為に該当する行為

(12) その他、協議会が不適切と判断した行為

4 著作権等

- (1) SNSに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、協議会又は協議会以外の原著作権者等に帰属します。
- (2) 投稿に係る著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことによって、ユーザーは協議会に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含む。）権利を許諾したものとし、かつ、協議会に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (3) SNSページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合及び共有機能（「リポスト」等）を使用し、転載の対象となる情報を改編せず、また、出所を明記する場合を除き、無断で複製、転載等することはできません。
- (4) 協議会があらかじめ指定したタグを用いてユーザーが投稿したコンテンツについては、協議会による転載を同意したものとして取り扱います。ただし、コンテンツの内容を改編することはありません。

5 個人情報の取扱い

SNSページで取得した個人情報については、法令、協議会の各構成団体が定める条例等に準じて適切に取り扱います。

6 免責事項

- (1) 観光情報等の投稿は、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではありません。
- (2) 協議会は、ユーザーがSNSを利用したこと、又は利用することができなかったことによって生じるいかなる損害について、一切責任を負いません。
- (3) 協議会は、ユーザーにより投稿されたコンテンツについて、一切責任を負いません。
- (4) 協議会は、SNSページに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル、紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (5) SNSは、サービス提供者のシステムによって運用されています。サービス提供者のシステム運用状況に関して、一切お答えすることはできません。また、サービス提供者並びに第三者から提供されているソフトウェアやアプリケーションの機能、利用方法、技術的な質問等に関しては一切お答えすることはできません。

(6) 協議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、又は中止する場合があります。

附 則

この運用方針は、令和4年11月16日から適用します。